

## 地方版図柄入りナンバープレート滋賀ナンバー図柄デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県（以下「県」という。）の別図地方版図柄入りナンバープレート滋賀ナンバー図柄デザイン（以下「図柄デザイン」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請等)

第2条 図柄デザインを使用しようとする者は、あらかじめ地方版図柄入りナンバープレート滋賀ナンバー図柄デザイン使用申請書（別記様式第1号）を滋賀県総合企画部企画調整課長（以下「企画調整課長」という。）に提出し、承認を得なければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げる図柄デザインの変更または改変をすることなく使用する場合は、この限りでない。

- (1) 国または地方公共団体が使用する場合
  - (2) 国または地方公共団体が構成員となり、または事務局を所管する団体が使用する場合
  - (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- 2 企画調整課長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。この場合において、企画調整課長は必要があると認める場合には、図柄デザインの使用方法その他について、条件を付することができる。
- (1) 県の信用または品位を害すると認められる場合
  - (2) 第三者の利益を害すると認められる場合
  - (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関するものと認められる場合
  - (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあると認められる場合
  - (5) 営業活動または物品の販売を目的として使用する場合。ただし、あらかじめ県と協議し、許諾を得たものは除く。
  - (6) 図柄デザインの使用によって他の意匠との誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
  - (7) 図柄デザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (8) 図柄デザインの使用にあたり著しい変形その他の不適切な方法が用いられるおそれがあると認められる場合
  - (9) 使用申請の内容または責任の所在が不明確と認められる場合
  - (10) 虚偽の内容もしくは事実と異なる内容を含むものまたは事実を誤認する

おそれがあるものと認められる場合

(11) その他、企画調整課長が不適切であると判断した場合

- 3 前項の承認の通知は、地方版図柄入りナンバープレート滋賀ナンバー図柄デザイン使用（変更）承認通知書（別記様式第2号）により行うものとする。
- 4 企画調整課長は、図柄デザインの使用状況等について、第2項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）に報告を求め、または調査をすることができるものとする。

（使用料）

第3条 図柄デザインの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第4条 図柄デザインを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別図に定める色、形式などに従って使用すること。ただし、単色での使用は除くこととし、縦横比を改変しなければ大きさを改変してもよい。
- (2) 図柄デザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 承認を受けた用途のみに使用し、第2条第2項の規定により条件が付された場合にあつては、これに従うこと。
- (5) 第2条の使用承認を受けた権利を譲渡し、または転貸しないこと。

（見本品の提出）

第5条 使用者は、当該承認を受けた使用に係る見本品等を速やかに企画調整課長に提出しなければならない。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（承認内容の変更の申請）

第6条 使用者が使用の方法を変更しようとするときは、あらかじめ地方版図柄入りナンバープレート滋賀ナンバー図柄デザイン使用承認変更申請書（別記様式第3号）を企画調整課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認の通知は、地方版図柄入りナンバープレート滋賀ナンバー図柄デザイン使用（変更）承認通知書（別記様式第2号）により行うものとする。
- 3 第1項の承認を受けた者は、第4条の規定を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

第7条 企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用の承認（前条第1項の規定により変更の承認をしたときは、その承認後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
  - (2) 使用者が第2条第2項の規定により付した条件に違反した場合
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (4) 第2条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (5) その他図柄デザインの使用の継続が不相当であると認められた場合
- 2 前項の承認の取消しの通知は、地方版図柄入りナンバープレート滋賀ナンバー図柄デザイン使用承認取消通知書（別記様式第4号）により行うものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認の取消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用をしてはならない。

（責任の制限等）

- 第8条 前条第1項の規定による図柄デザインの使用の承認の取消しにより、使用者に損害が生じても、県はその責めを負わない。
- 2 使用者が図柄デザインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。
  - 3 使用者は、図柄デザインの使用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

（使用の非独占性等）

- 第9条 この要領による使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与し、または、商品、使用者等について県による推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

- 第10条 県は、この要領の規定による使用許諾の申請に要した費用および使用の実施に係る経費または役務を負担しない。

（情報の公開）

- 第11条 県は、地方版図柄入りナンバープレート滋賀ナンバーについて広く使用促進を図る観点から、図柄デザインの使用許諾の状況等について情報を公

開することができる。

(事務)

第12条 この要領に関する事務は、滋賀県総合企画部企画調整課が行う。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、図柄デザインの使用に関して必要な事項は、企画調整課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別図（第1条関係）

地方版図柄入りナンバープレート滋賀ナンバー図柄デザイン

フルカラー



モノトーン

